

1. 人が妻をめとり夫となり、妻に何か恥ずべき事を発見したため、気に入らなくなり、夫は離婚状を書いてその女の手渡し、彼女を家から去らせ、
2. 彼女が家を出、行って、ほかの人の妻となり、
3. 次の夫が彼女をきらい、離婚状を書いてその女の手渡し、彼女を家から去らせた場合、あるいはまた、彼女を妻としてめとったあとの夫が死んだ場合、
4. 彼女を出した最初の夫は、その女を再び自分の妻としてめとることはできない。彼女は汚されているからである。これは、主の前に忌みきらうべきことである。あなたの神、主が相続地としてあなたに与えようとしておられる地に、罪をもたらしてはならない。
5. 人が新妻をめとったときは、その者をいくさに出してはならない。これに何の義務をも負わせてはならない。彼は一年の間、自分の家のために自由の身になって、めとった妻を喜ばせなければならぬ。

説教

24 章 1 節から 4 節では離婚と再婚について教えられます。

「人が妻をめとり夫となり、妻に何か恥ずべき事を発見したため、気に入らなくなり、夫は離婚状を書いてその女の手渡し、彼女を家から去らせ」(1) これは、一見、離婚状を渡しさえすれば手軽に離婚できるという教えに見えますが、そういう主旨ではありません。むしろ離婚しにくくするものです。なぜなら、夫は単に妻が「気に入らなくなった」ら離婚できるというのではなく、妻に「恥ずべき事を発見したために」という明確な条件を満たさないと正当に離婚ができないからです。「恥ずべき」とは、もともと「外性器、裸」の意味です。そこから「俗悪、不作法、下品、卑猥」をも意味します。23 章 14 節では「醜いもの」と訳されていました。つまり、めとった妻が浮気かその類いの不品行、あるいは何か目に余る俗悪をなす場合を意味すると理解できます。もっとも、明確な不倫ならば、離婚というより死刑に相応しいので、不倫も含めたそれに類する夫への背信行為ということになるでしょう。それで、後にイエスさまはこの「恥ずべき事」を「不貞(ホルネイ)」、すなわち「性的不品行」と解釈なさいます。「妻に『恥ずべき事』すなわち性的不品行が無いのに勝手に妻を離別して他の女と再婚する者は姦淫を犯す」と言われます(マタイ 19:9)。こうして「恥ずべき事」を夫が妻に発見して気に入らなくなった場合に限って、離婚が許されました。しかも「離婚状を書いて手渡す」という正式な事務手続きを踏まなければなりません。

こうした条件は、勝手気ままに離婚が行われていた他の国と比べると、異例の厳しさです。つまり、できるだけ離婚しないようにという抑止、これがこの法の趣旨なのです。それでイエスさまは、この法が「あなたがたの心がかたくななので」神が「不倫」の場合に限って仕方なく離婚を許可したものに過ぎず、本当は創造の初めから「人は、神が結び合わせたものを引き離してはならない」と、法の精神を説き明かしてくださいました(19:1-8)。

続く 2 節から 4 節では、さらなる離婚抑止策が教えられています。これによると、離婚された女が他の男と再婚する場合、その再婚した嫁ぎ先でも再び離婚されるか、あるいは再婚した夫が死んでしまった際に、「最初の夫は、その女を再び自分の妻としてめとることはできない」のでした。理由は「彼女は汚されているから」です。直訳は「汚された後に」ですが、別に再婚した相手が汚れているという意味ではありません。最初の夫にとっては、もとの妻は別の男に嫁いでその男と性的な関係を持つことになるのですから、それをまた節操なく自分のもとにという

ことが許されるならば、合法的に何人もの異性と関係を持つことが可能になります。つまり、実質的には一人の男と結婚しながら、あちこちの男と関係を持つことができるようになります。そうなれば、動物的に離婚と結婚を繰り返す一種の合法的な姦淫が許されることになり、それが禁じられるのです。それは神の目にはまさに「汚れたこと」です。

イスラエル以外の世界ではそのような離婚と再婚は普通であり、簡単にすることができました。でも神はそれを「忌み嫌い」ます。「これは、主の前に忌みきらうべきこと」なのです。そして、神の約束の地に「罪をもたらす」ことです。それで、イスラエルでは一度離婚して再婚したら二度と復縁することはできません。再婚してみたら二人目の妻より最初の妻の方が良かったと言っても、元に戻れません。つまり、そこを覚悟した上でよく考えて離婚しなければならないのです。これは離婚を思いとどまらせる大きな抑止力となったことでしょう。

同時にこの法は、再婚した女性が最初の夫から完全に自由になって、最初の夫にはもう二度と束縛されずに結婚生活を送ることができるよう守られることを意味します。つまり、女性にとっては再婚生活をこの法によって保証されるのです。こうして、これらの律法は、初婚と再婚いずれの場合にも、無益で不法な離婚と再婚を抑止し、その結婚生活を保護しました。

イエスさまが説き明かされたその通りに、夫婦の絆は神聖不可侵なものなのです。それで、神が結び合わせたものを人が勝手に引き離してはなりません。むしろ、伴侶を、神が与えてくださった最善最高の伴侶と信じ、理解して、心から満足し、喜び、感謝し、尊敬して、大切にしなければなりません。これがこの律法の本質です。それで、旧約最後の預言者であるマラキは、この神のことばをこう伝えました。「神は人を一体に造られたのではないか。…あなたの若い時の妻を裏切ってはならない。『わたしは離婚を憎む。』とイスラエルの神、主は仰せられる。」(マラキ 2:15-16)

5節では、家庭あるいは夫婦の大切さについて、兵役との関わりで教えられています。イスラエルは、これからカナン征服の戦いに行こうとしています。しかも、これは神が行けと命じる戦い、すなわち聖戦です。でも、それよりも大切なのは家庭なのです。人が新妻をめとったら、新婚生活の一年目は兵役を免除され、「これに何の義務をも負わせてはならない」と命じられます。つまり、夫婦生活は聖戦にも優先するのです。家庭は国家に優先します。これが神の秩序です。神ご自身がそう命じておられるのです。

一年間、兵役と一切の義務から解放されて、夫は何をするのでしょうか。「彼は一年の間、自分の家のために自由の身になって、めとった妻を喜ばせなければならない。」「自分の家のために自由の身になる」のですから、一切のことから自由になって家庭のことに専念します。そして、「めとった妻を喜ばせる」のです。一年間、毎日、昼も夜も、妻を喜ばせます。何だそんなことかと言ってはなりません。これは神の命じることなのです。イスラエルにとっては大切な聖戦ですが、それでも、それにまさって大切なことです。と言うより、これもまた神の聖なるつとめなのです。すなわち、妻を喜ばせることは神の聖なるつとめです。夫婦の絆は尊い神聖不可侵なものです。だからこそ、これを守るために自分の妻を大切に努力もまた、同じく神聖な神のわざなのです。

みことばを忠実に守り行い、神の栄光をあらわす家庭を築くよう努力し、互いのために祈りましょう。